

公 示 送 達 書

7 山王区公告第 1 号

土地改良法の滞納処分で準用する地方税法第 20 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次の書類を公示送達します。

なお、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、この書類は送達があったものとみなされます。

おって、あなたの書類は山王海土地改良区で保管していますので、請求があれば、いつでも交付します。

令和 7 年 6 月 11 日

山王海土地改良区
理事長 大沼 義広



書 類 の 名 称	送達を受けるべき者の氏名又は名称	摘 要
令和 7 年度 經常賦課金 前期督促状	福 田 キミ子	
令和 7 年度 經常賦課金 前期督促状	北 條 昇	
令和 7 年度 經常賦課金 前期督促状	辻 村 要	